

～指導者資格再有効・更新講習要領について～

1 指導者資格再有効・更新講習実施期間

2025 年 4 月 1 日（※更新＝4 月 14 日）～2026 年 1 月 23 日

2 登録システム（Judo-member）を活用した e ラーニング講習受講要領

- (1) 全日本柔道連盟のホームページ内にある右端の「**会員登録**」をクリックして、Judo-member（登録会員システム）のマイページにログインし、e ラーニング講習会・「指導者更新コース」受講を申込み（※申込要領は別紙のとおり）、これを受講しなければなりません。（※受講費用⇒無料）
※ マイページ右上のトップページをクリックすると「お知らせ」が掲載されており、各講習の受講要領が案内されています。
- (2) 「再有効」「更新」共に、下記 4 種のコンテンツがあり、これを受講すれば指導者資格の「再有効」「更新」に紐づきます。
 - ① コンプライアンス講習（動画コンテンツ）
 - ② 安全講習（動画コンテンツ）
 - ③ 審判講習（スコア編、指導編、反則負け編の動画コンテンツ）
 - ④ トピックス（テキストコンテンツを勉強して、「設問」に答える。）※「設問」の回答を送信したら、必ず「終了」をクリックすること。
- (3) 受講を申込むと「**申込受付完了の案内**」メールが届き、受講を終了してしばらくすると「**受講結果通知**」メールが届きます。
※ マイページのアカウント設定にある連絡情報からメールアドレスを必ず登録してください。
- (4) 講習会受講結果の確認方法
 - ア 「講習会申込」のサイトで、講習会一覧を見て各講習会をクリックすると受講結果の「修了」が表示されています。
 - イ 4 つの講習会全てが「修了」となったら、画面左の「資格」サイトをクリックし、その中の「保有資格」をクリックして「指導員」を選んでクリックすると、「次回資格更新可否」⇒「更新可能」となっています。

3 トピックスのみの再有効講習及び再認定について

- (1) トピックスのみの再有効
2024 年度のトピックスのみ受講要領が悪くて更新できなかった場合には、この講習だけを受講すれば再有効を図ることができます。
- (2) 再認定
2024 年度に再有効講習を受けなければならなかった指導員が、同講習未受講の指導員は指導員資格が失効しますが、再度その養成講習を受講することによって再認定を図ることができます。

4 その他

- (1) コンプライアンス講習は、審判員ライセンス所持者も必須となっており、どちらかの受講でどちらの資格も更新となります。
- (2) 審判ライセンス所持者は、審判更新講習を受講すると「審判規程」講習の受講が免除となります。
- (3) 再有効化を図られた指導員は今年度の指導員登録をするとともに、今年度も期限内に更新講習を受講して下さい。
- (4) 2025 年度の C 指導員養成講習会（11/16,11/23）について
 - ア 登録システム(Judo-Member)から申し込んで「鈴鹿市武道館」で受講し、受講実績は Judo-Member 登録情報に紐づきます。
 - イ 上記講習会案内は、8 月に HP へ掲載します。
 - ウ 昨年度から更新講習（対面式）を兼ねていませんので、誤りのないようにお願いいたします。